

## 積立利率変動型個人年金保険 積立利率のお知らせ

この商品は、現在新規のお取扱いをしておりません。

この資料は、既に積立利率変動型個人年金保険にご加入のお客さまに、上記有効期間において適用される積立利率をお知らせするためのものであり、募集を目的とするものではありません。

積立利率(※1)は市場金利に応じて毎月2回(1日と16日)設定されます。  
本資料に記載の積立利率は上記有効期間において適用されます。(※2)

※1 積立利率とは、運用期間(=積立利率保証期間)ごとに、その期間に応じた国債の流通利回りを指標金利とし、その指標金利を参考に、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を考慮したうえで設定されます。また、積立利率は、一時払保険料からご契約の締結に必要な費用を差し引いた金額に付利する利率のことであり、一時払保険料に対する運用利率を意味するものではありません。

※2 <ご解約等の場合>

解約日の積立利率は、解約日を積立利率保証期間更新日とみなした場合に、この保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率となります。

<運用期間の延長(年金支払開始日の変更)の場合>

延長後の運用期間(=更新後の積立利率保証期間)において適用される積立利率は、運用期間を延長した日(=積立利率保証期間を更新した日)における利率に更改されます。

積立利率保証期間	積立利率
10年	積立利率が第一生命の定める基準を下回っているため、現在お取扱いを停止しております。 ※解約返還金額の計算の際に用いる積立利率は0.1%となっております。
7年	
5年	
1年	

## お客さまが負うリスク(損失が生じるおそれ)について

この商品は解約時に、市場金利(運用期間に応じた国債の流通利回り)の変動に応じた運用資産の価値変動を解約返還金額に反映させるため市場価格調整を行います。

この手法により、解約時の市場金利がご契約時に比べて上昇した場合には解約返還金額が減少し、逆に市場金利が低下した場合には解約返還金額が増加することがあります。

**(解約返還金額が一時払保険料相当額を大きく下回り、損失が生じるおそれがあります。)**

## ご負担いただく費用について

この商品におけるご契約時および年金支払期間中の諸費用は以下のとおりです。

◆ **ご契約時** :ご契約の締結に必要な費用(ご契約締結の際、一時払保険料から控除します。)

積立利率保証期間10年の場合は控除率5.0%、積立利率保証期間7年の場合は控除率4.5%、積立利率保証期間5年の場合は控除率4.2%です。

◆ **運用期間中** :運用期間中、お客さまに直接ご負担いただく費用はありません。

\* 積立金額は一時払保険料から「ご契約の締結に必要な費用」を控除した後、積立利率で増加します。  
積立利率は指標金利の所定の期間における平均値に基づき第一生命が定めた率から保険契約関係費等を差し引いた率となりますが、運用期間中における実際の運用利回りおよび保険契約の維持等の費用等が変動しても、適用される積立利率は運用期間の満了時まで固定されます。

◆ **年金支払期間中** :保険契約関係費(第2回以後の年金の年金支払日に責任準備金から控除します。)

確定年金または保証期間付有期年金の場合は支払年金額に対して1.0%です。保証期間付終身年金の場合は、保証期間中は支払年金額に対して1.0%、保証期間経過後は支払年金額に対して2.0%です。

\* 上記の率等は、年金支払開始日の時期により異なることがあります。

## 解約返還金額の計算について

解約返還金額は「積立金額 × (1 - 市場価格調整率)」で計算します。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1 + \text{適用されている積立利率}(\text{※3})}{1 + \text{解約日の積立利率}(\text{※4}) + 0.25\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}(\text{※5})}{12}}$$

- ※3 解約日にこの保険契約に適用されている積立利率となります。
- ※4 解約日を積立利率保証期間更新日とみなした場合に、この保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率となります。
- ※5 運用期間(=積立利率保証期間)の満了日までの月数をいい、1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

- \* 解約の他に、繰上げ年金開始をした場合の年金原資、減額した場合の減額部分の解約返還金額および規則的減額をした場合の毎年のお受取金額の計算に際しても市場価格調整を行いますので、市場金利により金額が減少または増加することがあります。
- \* 解約日の積立利率が、ご契約に適用されている積立利率に比べ低下したことによって解約返還金額が増加した場合でも、解約返還金額は運用期間(=積立利率保証期間)の満了日における積立金額を超えません。また、繰上げ年金開始をした場合の年金原資のもととなる解約返還金額についても、繰上げ前の運用期間(=積立利率保証期間)の満了日における積立金額を超えることはありません。

## 解約に関する税務のお取扱い

差益(解約時受取金と一時払保険料との差額)に対する課税は以下のとおりです。

契約後5年以内の解約の場合	契約後5年超の解約の場合
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得) + 住民税

- ・2013年1月より復興特別所得税が併せて源泉分離課税されます。上記源泉分離課税率は復興特別所得税を含めた税率となります。
- ・一時所得の課税対象金額 = (差益 - 特別控除) × 1/2
- ・特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。

税務のお取扱いについては2021年5月現在の法令・通達・判例に基づいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取扱いの内容が適用されますのでご注意ください。詳細については、顧問税理士や所管の税務署等にご確認ください。

- 年金額は、保険のご契約時点で定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金支払開始時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)によって計算され算出されます。
- 死亡時には死亡給付金(積立金額もしくは解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい額)をお支払いします。
- 契約者貸付制度はご利用いただけません。

- この商品は第一生命を引受保険会社とする生命保険商品です。したがって、保険契約の引受や保険金のお支払いは、第一生命が行います。募集代理店が元本および利回りの保証を行うことはありません。
- 生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 第一生命が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、給付金額等の削減など、契約条件が変更されることがあります。

この資料は2ページ構成です。必ず他のページとあわせてお読みください。

[引受保険会社]

## 第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話(03)3216-1211(大代表)

◎第一生命ホームページ <http://www.dai-ichi-life.co.jp/>

第一生命保険  
契約事務センター  
(ご契約者専用)

0120-484-104

営業時間:月曜日~金曜日

(祝日・祭日、年末・年始等の休日を除く)9:00~17:00